

令和3年度 第11回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年2月10日（木） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第43号 非農地証明申請について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 議案第45号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第11回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
<p>全員 議長 事務局</p>	<p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第11回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に遅参する旨の連絡のあった委員は、3番 村上委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、1番 久米委員、2番 潮委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号35番 農地の所在 大字杉地■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積744㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人と譲受人双方の協議によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で■■■■■円、10a当りでは約■■■■■円になります。</p> <p>申請番号36番 農地の所在 大字杉地■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積554㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人と譲受人双方の協議によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で■■■■■円、10a当りでは約■■■■■円になります。</p> <p>申請番号37番 農地の所在 大字杉地■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,650㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で■■■■■円、10a当りでは約■■■■■円になります。</p>

<p>議長</p>	<p>以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2ページから5ページをご覧ください。議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号16番 農地の所在 大字別所 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積428㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は駐車場になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。なお、申請地の現況は休耕状態となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。転用事業者である申請人は、父親と共にリサイクル業を琴浦町で開始することになり、事業用地を探しておられたところ、工場跡地となっていた4ページの説明図にある [REDACTED] と [REDACTED] の宅地を、残っている建物も含めて購入されることになったそうです。事業の業務内容としては、鉄屑や金属類、農機具、古タイヤなどの回収及び分別を行い、他のリサイクル業者に販売される予定だということですが、回収物を置くためのスペースと来客用駐車場を確保すると、従業員の通勤車両用駐車場が狭くなってしまうことから、宅地の北側に位置している申請地を併せて購入することになり申請をされたものです。転用許可後については、申請地を従業員用駐車場と来客用駐車場の予備として整備する計画となっていて、草刈り作業等を行った後で厚さ10cm程度のアスガラを敷き均し、露天駐車場として利用されるということです。</p> <p>工期は今年4月から2ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は永年となっています。</p> <p>資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立</p>

整地費 〇〇〇〇〇〇 円、合計 〇〇〇〇〇〇 円で、それに見合う資力があることを転用事業者名義の預金通帳の写しで確認しています。なお、1 m²当りの土地単価は 〇〇〇 円になります。

被害防除計画について説明しますので、4 ページの説明図をご覧ください。雨水や土砂の処理については、申請地西側の隣接農地 〇〇〇〇〇〇 との境界近くに新たに整備する土水路を經由し、申請地南側の宅地 〇〇〇〇〇〇 に流下させる計画となっています。また、整備を計画されているのが露天駐車場であることから、日照及び通風への影響はないと思われま

すので、周辺農地の営農に支障を及ぼすことはないものと考えます。事業用地の選定につきましては、駐車場が作業場所に隣接している方が従業員の利便性に資するという理由から、適地は本件申請地しかなかったということです。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は東側を 2 m 以上の段差、西側を町道、南側を宅地、北側を J R 山陰本線に囲まれており、申請地を含む一団の農地面積が 1 0 h a 以下であること、土地改良事業等の農業上の公共投資が行われていないことなどから、「第 2 種農地」に該当するものと思われま

す。許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われま

(議案説明中に村上委員入場)

現地確認の報告をお願いします。

2 月 1 日に小前委員、毎田補佐、私の 3 名で現地確認を行いました。

申請地は、宅地 〇〇〇〇〇〇 の敷地内にある坂を上りきった所に位置し、東側に隣接している原野とは大きな段差がありましたので、その先にある畑との行き来ができない状態となっていました。西側隣接農地の一部では野菜を耕作されていましたが、新たに土水路を設置して雨水や土砂を南側の宅地へ流す計画となっているため、周辺への影響はないということですし、申請地以外には適地がなかったということのよう

ですので、転用はやむを得ないと感じました。以上です。事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思いま

(挙手多数)

す。賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第 4 3 号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。

議長
足立委員

議長

事務局	<p>6 ページから 1 2 ページをご覧ください。議案第 4 3 号 非農地証明申請について 農地法第 2 条第 1 項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号 8 番 農地の所在 大字大父 [REDACTED]、登記簿地目 田、現況地目 宅地、面積 1 0 4 m²、判定地目 宅地。利用状況については、「5 0 年ほど前に農協が集荷場として建築し、平成 2 8 年頃に部落が農協より譲り受け、現在に至る。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成 5 年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していて、2 0 年以上にわたり建物の敷地として利用され農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p> <p>申請番号 9 番 農地の所在 大字別宮 [REDACTED]、登記簿地目 畑、現況地目 山林原野、面積 1 3 2 m²、判定地目 山林原野。利用状況については、「周辺が森林であることから 5 0 年以上前に周辺と一体的に植林された為、現在は森林となっている。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成 5 年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していて、約 5 0 年前に植林されてから現在まで森林として利用され農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p>
議長 足立委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>2 月 1 日に小前委員、毎田補佐、私の 3 名で現地確認を行いました。</p> <p>申請番号 8 番について報告します。申請地は大父集落の南側に位置する集荷場が建っている土地で、周囲を宅地や道路に囲まれていて隣接する農地はありませんでした。5 0 年以上集荷場の敷地として使われているということですし、農用地区域外に位置している農地だということですので、非農地と判断しても問題はないと感じました。</p> <p>申請番号 9 番について報告します。1 2 ページの説明図にもありますように、申請地を含む周囲一面は完全に山林となっていて、付近には隣</p>

<p>議長</p>	<p>接している農地はありませんでした。50年以上前に植林されて以来、一度も農地として管理されたことはないということですし、農用地区域外に位置している農地だということですので、非農地と判断しても問題はないと感じました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の三浦委員、石賀英男委員、澤田委員は退席をお願いします。</p> <p>なお、三浦委員は議案第45号でも関係委員となりますので、引き続き退席をお願いしたいと思います。</p> <p>(三浦委員、石賀英男委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページをご覧ください。議案第44号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号53番 農地の所在 大字松谷 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,351㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和4年2月14日、終期は令和9年2月13日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>13ページの申請番号54番から、29ページの申請番号86番までの外33件についてはご覧のとおりです。</p> <p>30ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号87番 農地の所在 大字別所 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,340㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年2月14日、終期は令和9年2月13日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>30ページの申請番号88番から、39ページの申請番号104番までの外17件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す</p>

<p>議長</p>	<p>農地の申請は、賃貸借権設定が40ページの申請番号105番の1件、使用貸借権設定が41ページの申請番号106番の1件となっています。</p> <p>42ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号17番 農地の所在 大字八橋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,778㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は水稻、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年2月28日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(石賀英男委員、澤田委員の復帰を確認)</p> <p>(三浦委員は議案第45号も関係委員に該当するため、引き続き退席)</p> <p>続きまして議案第45号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>43ページをご覧ください。議案第45号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字光好[REDACTED]、現況地目 田、面積 1,000㎡。申請地は他に3筆あり、4筆の合計面積は2,667㎡です。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は飼料畑、契約期間は3年間、開始年月日は令和4年2月14日、終了年月日は令和7年2月28日、10a当りの賃借料は[REDACTED]円となっています。</p> <p>整理番号2番についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(三浦委員の復帰を確認)</p>

<p>石賀英男委員 議長 足立委員 議長 川崎委員 議長</p>	<p>その他に移りたいと思います。1月18日に行われた農家相談の報告を石賀英男委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>2月1日に行われた農家相談の報告を足立委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>農政委員会長の川崎委員より、1月28日に行われた農業者年金加入説明会について報告をお願いします。</p> <p>(農業者年金加入説明会について報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第11回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
--	---